令和６年第４回定例会

富　良　野　市　議　会　会　議　録

令和６年 12 月 10 日（火曜日）午前 10 時 00 分開議

◎議事日程（第２号）

日程第　１　市政に関する一般質問

佐　藤　秀　靖　議員	１．国が目指す「こどもまんなか社会」実現に向けた本市の計画・体制づくりについて
後　藤　英知夫　議員	１．企業誘致の進捗状況について
	２．有害鳥獣対策の推進について
天　日　公　子　議員	１．市長の政治姿勢について
宮　田　　均　議員	１．民泊に関わるこれまでの取組と今後について
	２．市の緑化推進について
	３．富良野市文化芸術基本条例の取組について

日程第　２　議案第 17 号　富良野スポーツセンター耐震改修工事（機械設備）請負契約の締結について（追認）

◎出席議員（14 名）

議　長	16 番	渋　谷　正　文	副議長	10 番	今　　利　一
	１番	宮　田　　均		２番	松　下　寿美枝
	３番	橋　詰　亜咲美		４番	家　入　　茂
	５番	坂　口　邦　夫			
	７番	佐　藤　秀　靖		８番	大　西　三奈子
	９番	二　宮　利　和		11 番	大　栗　民　江
				13 番	石　上　孝　雄
	14 番	後　藤　英知夫		15 番	本　間　敏　行

◎欠席議員（２名）

	６番	関　野　常　勝		12 番	天　日　公　子

◎説　明　員

市　　長	北　　猛　俊	副　市　長	稲　葉　武　則
総　務　部　長	関　澤　博　行	スマートシティ戦略室長	西　野　成　紀
市民生活部長	北　川　善　人	保健福祉部長	柿　本　敦　史

経済部長	本田寛康	ぶどう果樹研究所長	川上勝義
建設水道部長	西出正人	看護専門学校長	石川賀子
総務課長	入交俊之	財政課長	藤野秀光
企画振興課長	小笠原竹伸	教育委員会教育長	近内栄一
教育委員会教育部長	佐藤保		

◎事務局出席職員

事務局長	今井顕一	書記	大津諭
書記	向山孝行	書記	菊地駿汰

午前10時00分　開議
（出席議員数14名）

開　議　宣　告

○議長（渋谷正文）　これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（渋谷正文）　本日の会議録署名議員には、
家　入　　茂　議員
石　上　孝　雄　議員
を御指名申し上げます。

諸　般　の　報　告

○議長（渋谷正文）　事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

今井顕一事務局長。

○事務局長（今井顕一）　−登壇−

議長の諸般の報告を朗読いたします。

本定例会の追加議案につきまして、市長より提出の事件、議案第17号につきましては、あらかじめ御配付のとおりでございます。

12月３日、会議終了後に宿泊税条例審査特別委員会が開催され、委員長に後藤英知夫委員、副委員長に大西三奈子委員が互選された旨、報告がございました。

以上でございます。

議会運営委員会報告

○議長（渋谷正文）　本定例会の運営に関し、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長佐藤秀靖議員。

○議会運営委員長（佐藤秀靖）　−登壇−

議会運営委員会より、本日、議会運営委員会を開催し、追加議案の取扱い及び運営日程の変更について審議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

12月４日付をもって提出されました追加議案は、市長側提出案件１件で、内訳は、その他１件で、本日の日程の中で審議を願うことにしております。

これに伴いまして、さきに報告申し上げました運営日程について、本日、12月10日、本会議２日目は、市政に関する一般質問を行った後、議案第17号の審議を願うことに変更することで、委員会の一致を見た次第であります。

以上、申し上げまして、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（渋谷正文）　お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告のとおり、本定例会を運営いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり決しました。

日程第１　市政に関する一般質問

○議長（渋谷正文）　日程第１、市政に関する一般質問を行います。

質問の順序は、御配付のとおり、順次、行います。

質問は、６名の議員から12件の通告があります。

質問に当たっては、重複を避け、また、答弁に際しましても、簡潔にされるよう御協力をお願い申し上げます。

なお、天日公子議員欠席により、一般質問の取下げの旨、申出がありましたので、御報告申し上げます。

それでは、ただいまより、佐藤秀靖議員の質問を行います。

７番佐藤秀靖議員。

○７番（佐藤秀靖）　−登壇−

通告に従い、順次、質問してまいります。

国が目指すこどもまんなか社会実現に向けた本市の計画、体制づくりについて。

「少子化は、我が国が直面する、最大の危機である」、これは、令和５年６月に閣議決定されたこども未来戦略方針の冒頭に記されたフレーズです。

産まれた子供の数が最も多かった年は1949年で、約270万人でした。これは、言わずと知れた第１次ベビーブームの団塊世代の年です。2022年には、産まれた子供の数は77万759人、そして、今年の推計値は70万人を割り込むことがほぼ確実となり、加速度的に進む少子化で子供の数はピーク時の４分の１となってしまい、衝撃が走りました。

こども未来戦略方針では、少子化は人口減少を加速させ、2022年には80万人の自然減となり、今後も人口100万人規模の大都市が、毎年一つ消滅するようなスピードで人口減少が進むとして、危機感をあらわにしています。

そして、若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが、こうした状況を反転させられるかどうかの重要な分岐点であり、2030年までに少子化トレンドを反転できなければ、我が国はこうした人口減少を食い止めることができなくなり、持続的な経済成長の達成も困難となる、2030年までがラストチャンスであり、我が国の持てる力を総動員し、少子化対策と経済成長実現に不退転の決意で取り組まなければならないとしています。

こうした背景の下に、国は、令和４年にこども家庭庁

を設置、同時にこども基本法施行、令和５年６月に「『こども未来戦略方針』～次元の異なる少子化対策の実現のための『こども未来戦略』の策定に向けて～」を閣議決定し、同年12月には、こども大綱及び「『こども未来戦略』～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」を策定しました。さらには、令和６年５月に、こども施策の実施を推進する政府全体の司令塔となる、総理大臣を長とする閣僚会議であるこども政策推進会議において、こどもまんなか実行計画2024を策定しました。

こうした国の子供、子育て政策の推進により、矢継ぎ早に展開される各種事業を担う各自治体は、国との情報共有や意思疎通を図りながら、制度設計や体制づくりを早急に構築し、安定的運用を確保しなければなりません。

そこで、４項目質問してまいります。

１項目め、第２期子ども・子育て支援事業計画の総括と第３期計画への引継ぎについて伺います。

本市においては、少子化や人口減少が進行する中、次代を担う子供やその保護者への支援といった子育て世代の暮らしやすさを向上させるため、子ども・子育て支援法に基づき、令和２年度から令和６年度を計画期間とした富良野市第２期子ども・子育て支援事業計画を実施していますが、今年度が最終年度となり、次期計画を策定中ということでありますので、２点質問いたします。

１点目、次期計画となる第３期子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、策定の基礎資料となるアンケートを行い、子育て環境や支援への満足度について第２期計画策定時の前回調査より大きく改善されていますが、計画の数値目標として掲げた満足度割合を８割以上としたところには及んでいません。

アンケート結果についての見解、第２期子ども・子育て支援事業計画で得られた知見及び課題を伺います。

２点目、第２期子ども・子育て支援事業計画の第４章、第２節（４）基本方針４に、子育てを支える富良野市の環境づくりでは、具体的取組として小・中・高生と乳幼児のふれあいの機会の拡充、多世代交流の推進とありますが、実施状況を伺います。

次に、２項目め、国のこども大綱を勘案した自治体こども計画の策定について伺います。

こども大綱は、これまで別々に作成、推進されてきた少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく三つの子供に関する大綱を一つに束ね、子供施策に関する基本的な方針や、重要事項等を一元的に定めるものとして策定され、全ての子供、若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる社会、いわゆるこどもまんなか社会実現を目指したものであり、こども基本法において、都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ努力義務が課せられています。このことについて２点質問いたします。

１点目、自治体こども計画は、各法令に基づく子供施策に関連する計画と一体のものとして作成できることとされており、区域内の子供施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層分かりやすいものとすることなどが期待されているとしています。

先ほど質問した次期子ども・子育て支援事業計画等と統合して、一体化した計画の策定が可能であると考えられますが、別々に策定するということでありますので、その理由についてお聞かせください。

２点目、計画策定に当たって、子供、若者の最善の利益を実現する観点から、子供、若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重するため、意見聴取し、対話しながら進めることを重視していますが、意見聴取の方法の考え方について伺います。

３項目め、こども誰でも通園制度の運用について４件質問いたします。

こども誰でも通園制度は、国のこども未来戦略方針において、ゼロ歳児から２歳児の約６割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが孤立した育児の中で、不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある、こうした中で、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにこだわらない形の支援を強化するため、現行の幼児教育、保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度を創設するとしています。これにより、保護者の就労要件を問わず、保育所等に通っていない子供にも、保育所等で過ごす機会を保障し、親子が地域の様々な社会資源につながる契機となり、情報や人とのつながりが広がり、保護者が主体的に子育てすることができるよう支援することにつながります。

そこで、４点質問いたします。

１点目、制度設計に当たり、子ども・子育て支援事業計画において、こども誰でも通園制度に関する必要定員総数や量の見込みを定めることとするとありますが、想定数をお知らせください。

２点目、総定数と現状の各施設での受入れ定数で対応可能なのかどうなのか、認識を伺います。

３点目、一時預かりとこども誰でも通園制度の違いが分かりにくいという指摘がありますが、周知の方法について伺います。

４点目、利用者が複数の事業所を同時期に利用することが想定されますが、子供に関わる日々の記録について、事業所が作成した情報を行政と各事業所が共有する仕組

みの考え方について伺います。

最後に、４項目め、令和６年４月から稼動したこども家庭センターについて伺います。

こども家庭センターは、母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、子供に対し、出産前から子育て期に係る切れ目ない支援を行うとともに、新たに支援を要する子供、妊産婦等へのサポートプランの作成、民間団体と連携しながら、支援体制を強化するための地域資源の開拓などを担うこととされ、令和４年に改正された児童福祉法により、令和６年４月から市町村はこども家庭センターの設置に努めなければならないこととされています。

こども家庭庁によると、令和６年５月１日現在の全国の市区町村1741自治体におけるこども家庭センターの設置状況によりますと、設置済みの市区町村は876自治体で、全体の50.3％となっており、本市においても後れを取らずに設置されたことに安堵するとともに、現場の職員の皆様の御努力に感謝する次第であります。

そこで、２点質問します。

１点目、利用者の利便性向上と業務の連携強化を目的にセンターを設置しましたが、利用者からの声はどのように聴取しているか、また、当初想定していた相談窓口の一元化や関係部局の連携強化は進んでいるのか、伺います。

２点目、こども家庭センターの果たすべき役割として、関係機関との連携が求められていますが、連携体制について伺います。

特に、ヤングケアラー支援強化のための関係機関との連携が明記されていますので、その認識と支援体制の現状を伺います。

以上で、１回目の質問といたします。

○議長（渋谷正文）　御答弁願います。

近内栄一教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（近内栄一）　−登壇−

おはようございます。

佐藤議員の御質問にお答えいたします。

１件目の国が目指す、こどもまんなか社会実現に向けた本市の計画、体制づくりについての１項目め、富良野市第２期子ども・子育て支援事業計画の総括と、第３期計画への引継ぎについてでありますが、アンケート結果についての見解、第２期計画で得られた知見及び課題につきましては、第３期計画策定に当たり、子育ての状況や家庭における生活の状況、幼児期の教育、保育に対するニーズを把握するため、令和５年度、就学前児童及び小学生のいる全世帯を対象に調査を実施いたしました。

今回実施した子ども・子育て支援に関するニーズ調査において、子育て環境や支援への満足度につきましては、目標数値には届いておりませんが、５年前に実施した前回調査との比較では、大変満足、やや満足の割合が17.1％から32.0％に上昇しております。また、地域子育て支援事業や市が実施している事業等に関する項目においては、どの事業についても認知度が上がっており、今後利用したいと思うと回答された割合も上がっております。

この結果につきましては、これまでの子育て支援の成果や市ホームページの随時更新、子育てガイドブックの積極的な配付など情報発信に努めたこと、また、子育て支援に関する各事業へのニーズが高まり、定着しつつあることによるものと捉えているところであります。

一方で、今回の調査におきましても、重点的に取り組む必要があるものとして、小児救急医療など小児医療の充実、子育てに伴う経済的支援の充実、室内の子供の遊び場整備への回答が上位となっており、引き続き、施策の在り方について検討すべきものと捉えております。

次に、子育てを支える富良野市の環境づくりの具体的な取組として、小・中・高生と乳幼児のふれあい機会の拡充、多世代交流の促進の実施状況についてでありますが、保育所や幼稚園での高校生のインターンシップや、中学生による職業体験活動、山部小学校、麓郷小中学校、樹海学校と各僻地保育所との合同運動会の開催のほか、各学校では、道徳等の授業の中で、子供を産み育てることに関心を持つことなど、命と家庭の大切さを学ぶ機会づくりをしております。また、コロナ禍では取組を控えておりました、虹いろ保育所の児童と高齢者の交流につきましても、再開したところであります。

２項目めの国のこども大綱を勘案した自治体こども計画の策定についてでありますが、自治体こども計画と第３期子ども・子育て支援事業計画を個別に策定する理由につきましては、地域子ども・子育て支援事業を進めるに当たり、市町村は子ども・子育て支援法により、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務とされており、本市におきましては、令和５年度、ニーズ調査を実施し、令和６年度は、子ども・子育て会議において、第３期計画の令和７年度からの開始に向け、協議を進めているところであります。

一方、自治体こども計画につきましては、こども基本法に基づく計画で、市町村は、国が示したこども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を策定することが努力義務とされておりますが、北海道では、令和７年度から令和11年度までを計画期間とする（仮称）北海道こども計画（素案）の意見募集を現在行っているところであり、本市が第３期子ども・子育て支援事業計画の策定準備を始めた時期には、北海道版こども計画の開始時期などが定まっていなかったことから、子ども・子育て支援法に基づき、第３期計画を先行して策定することとしたものであります。

次に、こども計画策定に当たり、子供、若者の意見を

聴取する方法の考え方につきましては、個別、集団での聞き取りのほか、オンラインを利用した意見聴取等、他市の状況も参考にしながら進めてまいります。

３項目めのこども誰でも通園制度の運用についてでありますが、子ども・子育て支援事業における、こども誰でも通園制度の必要数や量の見込みなどにつきましては、現在、対象となる児童の保護者ニーズを把握するためのアンケート調査を実施しているところであり、その結果等を踏まえながら、提供可能な量を勘案し、子ども・子育て支援事業計画に反映する予定であります。

次に、各施設での受入れについてでありますが、事業の実施が想定されている保育所等の現在の入所状況から、希望する児童の全員を受け入れることは困難であると想定しており、保育所以外に事業が実施できる場所を検討しているところであります。

市内の保育施設等に対しましては、説明会を開催するなど、制度の理解を深めていただきながら、サービスの提供を推進してまいりたいと考えております。

次に、制度の周知方法についてでありますが、市ホームページや公式LINE等で情報発信するほか、対象となる児童の保護者には、乳児健診等の機会を活用し、周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、利用者の情報等の共有についてでありますが、利用者の利便性と安全なサービスの提供を考慮し、有効な方法を検討してまいります。

４項目めの令和６年４月から稼動したこども家庭センターについてでありますが、こども家庭センターの設置による連携強化の状況、利用者の声の聴取につきましては、子育て支援に関する業務を行う保健医療課、子育て支援センター、こども家庭センター、こども通園センターが、同一施設に集約されたことにより、支援に関する情報共有や意見交換が日常的に行われているとともに、関係者による定期的な支援会議を行うなど、子供の発達段階や特性に応じた相談、支援に関する連携強化が図られているところであります。

利用者の声の聴取につきましては、子育て支援センター、こども通園センターの利用者にアンケート調査を行っており、子育て、相談支援に関する事業の改善等に努めているところであります。

次に、関係機関との連携体制についてでありますが、こども家庭センターでは、富良野市要保護児童対策地域協議会において、旭川児童相談所、富良野保健所、富良野警察署などの構成団体をはじめ、幼児教育、保育施設、各学校、医療機関等と連携しております。また、令和６年６月に施行された改正子ども・若者育成支援推進法において、地方公共団体等が支援に努めるべき対象として、ヤングケアラーが明記されたことからも、こども家庭センターで担うべき業務と認識しているところであり、日頃から、学校や地域、福祉、介護、医療等との連携を図りながら、子供が有する権利が奪われることのない体制づくりに努めているところであります。

以上でございます。

○議長（渋谷正文）　再質問ございませんか。

７番佐藤秀靖議員。

○７番（佐藤秀靖）　それでは、順次、再質問させていただきます。

１項目め、第２期子ども・子育て支援事業計画から第３期計画への引継ぎということであります。これの１点目、アンケートの満足度８割以上というところの見解、第２期計画の知見及び課題というところですけれども、アンケートについて、目標数値の満足度割合が８割に届いていないという現状でありますけれども、私は、これについて、けしからんと言うつもりは全くありません。逆に、先ほど教育長から内容の説明があったとおり、各アンケートの項目について相当満足度が高くなっているという状況にありますので、これは、恐らく、国の補助メニューの拡充、それから、何よりも現場の職員の皆さんの頑張りだというふうに思っています。

これについて、先ほど教育長から得られた知見、課題についても御説明いただきましたけれども、第３期計画への引継ぎというところで、課題を３点ほど挙げていただきました。小児医療、室内の遊び場、それから経済的支援も含めてですけれども、ぜひ、アンケートの満足度割合８割以上というところも、高いハードルではあると思いますけれども、再度、目標を掲げていただいて、第３期計画に引き継いでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渋谷正文）　御答弁願います。

佐藤保教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（佐藤保）　佐藤議員の再質問にお答えいたします。

第２期子ども・子育て支援事業計画で掲げた満足度８割以上、これを第３期計画への引継ぎというところでありますけれども、いま現在、第３期計画は、まだ素案というところまでは行けていないのですが、子ども・子育て会議の中で協議を進めていくので、いま、議員のお話にあったとおり、第２期子ども・子育て支援事業計画から第３期計画に引き継ぐところで８割を掲げるということも考えながら、今後、会議のほうでの協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渋谷正文）　続いて、質問ございませんか。

７番佐藤秀靖議員。

○７番（佐藤秀靖）　目標については御検討いただけるということであります。

子供・子育てについての満足度が高まるということは、

私は、子供・子育て政策はまちづくり政策と直接連動するものだと考えていますので、満足度が上がるということは、市民の生活の満足度にも比例してくると思いますので、ぜひ掲げていただきたいと思います。

次の小・中・高生と乳幼児の触れ合い機会の拡充、多世代交流の促進について伺います。

小・中・高生と乳幼児の触れ合いの機会については、非常に重要だと私は考えております。先月、11月に行われた教育委員会主催の子供施策に関する研修会に、私も参加させていただきまして、ここでも講師の方がこれを力説されていました。なぜこれが必要かということなのですけれども、御存じのとおり、核家族化、それから少子化が進んで、子供の身の回りに子供がいなくなったという説明が分かりやすいかどうかは分からないのですけれども、要するに、昔は子供がいっぱいいたので、親戚の子供たちを見る機会があったが、いまはそれがほとんどないということで、小・中・高生は、赤ちゃんをだっこしたことがない子がほとんどである、そういう子が赤ちゃんをだっこすることによって、赤ちゃんはかわいいという認識を持ってもらう、もっと言うと、それを繰り返すことによって、結婚して子供が欲しい、もしくは職業として保育士になりたいということの意識の醸成にもつながるという説明がありました。なるほどと思ったのですけれども、こういう機会を、やはり拡充していく必要があり、先ほどの御答弁の中でも、インターンシップなど、そういう部分でやっているということでありますけれども、まだまだ機会を増やす必要があるかというふうに思っています。

再度、御答弁いただきたいと思います。

○議長（渋谷正文）　御答弁願います。

佐藤保教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（佐藤保）　佐藤議員の再質問にお答えいたします。

いま、御指摘のあったとおり、昨今、子供の周りをめぐるところでいきますと、きょうだいも少ない、また、親戚の中でも子供が少ないということは、私もそのとおりかと思っております。

教育長の答弁の中で、高校、中学校のインターンシップ、また、僻地の保育所では合同の運動会など、関わる機会というのはあるというようなことでございました。これを、例えば、市内の小・中学校の児童生徒が乳幼児と関わる機会というところでございますが、現在、インターンシップ等､職場への体験等はございますけれども、そういった機会も、私も前回の研修会に参加し共感したところでございます。ただ、学校の授業などもありますが、そういった機会というのは、いままでも道徳、保健の中では触れる機会はあるのですが、実際に、子供との触れ合いというところに行きますと、なかなかそこまでは行けていないところでございます。もちろん、学校の授業ですので、当然、各学校と相談しながらにはなるのですが、そういった機会、例えば、私どもで持っています虹いろ保育所ですとか、子育て支援センター、もちろん、そこの利用者、参加者、保護者の理解も当然必要なのですけれども、社会見学など、そういう機会だったり、また、夏休みや冬休みに、授業とは別に触れ合える機会等も検討していくことが必要かと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（渋谷正文）　続いて、質問ございませんか。

７番佐藤秀靖議員。

○７番（佐藤秀靖）　いま、教育部長から御答弁がありました。

学校の授業ということでやると、学校の意向も確認しながらということでありました。社会見学という形も可能かというお話でした。

令和５年度の保育所評価、これは富良野市立保育所の自己評価ということですけれども、この中の地域の子育て支援という部分で、幼児クラブ、小・中学校、老人クラブなど、地域子育て資源を把握し、積極的な連携や参加、交流をしているかというところでいくと、Ｂ評価と評価が低いのです。これは、毎年行っている評価で、これは自己評価ですけれども、ここ数年、５年ぐらいずっとＢなのです。評価が上がっていないということでありますので、先ほどの学校の授業の一環ということが、カリキュラムの中で難しいということではありますけれども、保育所からの積極的なアプローチというところが必要かと思っています。これについて御答弁いただきたいと思います。

○議長（渋谷正文）　御答弁願います。

佐藤保教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（佐藤保）　佐藤議員の再質問にお答えいたします。

市立の保育所の自己評価の関係で、地域、子育ての関係、児童生徒ですとか、多世代、そういった交流のところの自己評価がランクＢということでありますけれども、この間、コロナ禍ということもありまして、先ほどの教育長の答弁でもありましたけれども、虹いろ保育所で高齢者との触れ合いの機会というのも過去にはやっていたものですけれども、令和５年から再開された部分があったのですが､それまでは少し止まっていたということで、Ｂの評価というところではあったと思います。

再質問でありました保育所から、そういった児童生徒へのアプローチの仕方というところでございますが、どういったところが学校のほうで受け入れられるのかというところもありますが、保育所のほうも、散歩の機会などもありますし、また遠足、そういった機会もありま

ので、いますぐどういうという具体なところは思いつかないところではございますが、学校のほうで可能なところ、また、虹いろ保育所のお子さんたちが関われる、どういった場面があるかというところは今後検討していきながら、子供たちが触れ合える、いま、きょうだいも少なくなってきている、親戚の子供も少なくなっているところを考えれば、そういう触れ合いも大切かと思っておりますので、今後考えていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（渋谷正文）　続いて、質問ございませんか。

７番佐藤秀靖議員。

○７番（佐藤秀靖）　続いて、２項目め、こども大綱を勘案した自治体こども計画策定についての１点目、自治体こども計画策定と第３期計画を統合しない理由についてであります。

先ほど教育長から御説明があったとおり、現在、富良野市が検討している第３期子ども・子育て支援事業計画については、先行してという表現がいいのか分からないのですけれども、ほぼ素案が出来上がっている。これに対して、北海道は子供計画を現在策定中で、まだできていないということで、時期的なものの差があるので別々にしますというお話でした。

私は、一番最初の読み上げの質問の中で、国は区域内のこども施策全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層分かりやすいものとすることが期待されているという表現をしています。もちろん、ばらばらでもよく、地域の特性に応じてということですけれども、なるべく市民の皆さんに分かりやすくするのであれば、統一するということも可能ですということをうたっているというふうに理解しています。

そうした趣旨を考えると、例えば、計画年度は大体５年計画ということですけれども、第３期計画は令和７年度から５年計画をつくる、自治体こども計画のほうは５年ではなく、お尻を合わせて４年計画、３年計画で一旦つくるということも可能なのかというふうに私は認識しているところですけれども、そこの考えについていかがでしょうか。

○議長（渋谷正文）　御答弁願います。

佐藤保教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（佐藤保）　佐藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

いま、策定を進めている第３期子ども・子育て支援事業計画と、今後、着手していくと考えられる自治体こども計画の策定、これが、今回、第３期計画のほうが先行しているというところで、それぞれつくっていくということにはなってきております。国の考え方、また、先ほど佐藤議員からもありましたが、市民にとって分かりやすい計画にしていく、また、一体的に進めていくというところでは横串を刺したような計画にしていくというところは、これは国の考えでもありますし、私どももそうとは思っておりますけれども、今回、着手の時期が合わなかったというところでは、別々に進めていかなければならないところではございます。

ただ、いまお話があったとおり、最終年度を合わせて、次回の計画のときには統合したものというところは考えていかなければならないというふうには考えておりますので、私も、そのとおり進めていければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渋谷正文）　続いて、質問ございませんか。

７番佐藤秀靖議員。

○７番（佐藤秀靖）　それでは、２点目、こども計画の策定に当たっての子供の意見聴取の方法の考え方について伺いたいと思います。

こども基本法の第11条で、子供に関する施策と一体的に講ずべき施策から成るこども政策、つまり、子供の成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加え、教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い政策に対応が必要というふうに書いてございます。ということは、これは、教育委員会のみならず、いろんな各部署で子供の意見聴取をしていかなければいけないということになるわけですけれども、これについて、職員の皆さんの理解が進んでいないと、これができないというふうに思っています。まずは職員の皆さんの理解促進というところが必要かと思いますけれども、これについてのお考えをお願いします。

○議長（渋谷正文）　御答弁願います。

佐藤保教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（佐藤保）　佐藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

こども計画の策定に当たって、意見聴取、様々なところに関わるというところで、庁舎内の職員の理解を深めるというところでありますけれども、いま、富良野市において、ない計画もありますし、様々な分野にわたるもの、本当に子供を中心とした計画になっていくというところであります。もちろん、この計画策定に当たりましては、庁内の勉強会なども必要ですし、庁内の推進形態ですとか、検討の体制など、様々検討していかなければならないことがあるところでございます。

職員の理解を深めるためには、前回は、関係職員だったり、関係事業所向けの勉強会というか、研修会などもやってきたのですが、もう少し広げた中で、また、そういう研修や勉強の機会ですとか、設けていかなければならないというふうにも思っております。

この意見聴取というところでは、いま、先行してやっている自治体などもありますので、どういった方法がい

いかというところはいろいろと研究しながら、考えていければというふうに思っているところでございます。もちろん、教育委員会ばかりではなくて、他の部署の職員の意見も聞きながら、進めていければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渋谷正文）　続いて、質問ございませんか。

７番佐藤秀靖議員。

○７番（佐藤秀靖）　ただいまは職員の皆さんの意識について研修が必要なのではないかという質問をさせていただきましたが、これを進めて、例えば、先ほど、様々な施策は庁内の各部署に関係するものもあるというお話をしましたけれども、国の方針として、国や地方自治体では、政策決定過程において、とりわけ若年世代や世代間合意が不可欠な分野の施策において、若者の意見が積極的かつ適切に反映されるよう、各種審議会、懇談会の委員の構成に配慮するよう求めています。

これについては、先ほどは職員の皆さんの意識の向上というところですけれども、それのみならず、審議会、懇談会等、要は若者の意見を聴取する場が、政策決定過程の審議会で意見聴取をしっかりしなければいけませんということを指しているものだと思われます。なので、職員の皆さんのみならず、そういう審議会のメンバーの皆さんにも理解していただく、こういう取組も必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渋谷正文）　ここで、暫時休憩いたします。

午前10時48分　休憩

午前10時49分　開議

○議長（渋谷正文）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

ただいま質問の趣旨を確認するため、暫時休憩させていただきました。

質問の内容を整理して、改めて御質問を願います。

７番佐藤秀靖議員。

○７番（佐藤秀靖）　先ほど、政策決定過程においての各種審議会、懇談会という言葉を使いましたけれども、要するに、各種施策を決定する段階で、若者の意見をどのように聴取するかというところだと思っています。なので、例えば、職員の皆さんのみならず、外部識者等も交えての意見交換、もしくは意見聴取ということになろうかと思いますので、そういった部分でいくと、職員の皆さんのみならず、関係する方々にも御理解いただく努力が必要なのではないかというふうに思いますので、この点について御答弁いただきたいと思います。

○議長（渋谷正文）　御答弁願います。

佐藤保教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（佐藤保）　佐藤議員の再質問にお答えいたします。

こういった理解を深めるために、職員ばかりではなくて、若者、また、審議会等への理解も深めていくというところでございますけれども、もちろん、そういったことも大切でございますし、前回の研修会におきましても、現在の枠組みであります子ども・子育て会議の委員の皆さんにも御案内を申し上げながら、そういう勉強の機会というのはつくってきております。

今後もそういう機会がありましたら、御案内しながら、参加していただけるようなことを考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渋谷正文）　続いて、質問ございませんか。

７番佐藤秀靖議員。

○７番（佐藤秀靖）　それでは、３項目め、こども誰でも通園制度の運用についてお伺いします。

１点目、２点目は共通しますので、併せて質問させていただきます。

１点目で、こども誰でも通園制度の制度設計に当たって、いま、利用の意向をアンケートで確認中ということでありました。こども誰でも通園制度は、６か月児から２歳児までということでありますので、６か月児から２歳児までの子供がいる御家庭にアンケートをするということだと思いますけれども、現状、その対象となり得るであろう子供たちは何人いますでしょうか。

○議長（渋谷正文）　御答弁願います。

佐藤保教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（佐藤保）　佐藤議員の再質問にお答えいたします。

こども誰でも通園制度に先立ってアンケート調査しているところで、いま、対象となる子供が現状で何人いるかという御質問かと思います。

こちらは、６か月から２歳までの子供で、さらに、いま、保育所に通われていない子供が対象になりますので、いま、本市においては150人ほどと捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渋谷正文）　続いて、質問ございませんか。

７番佐藤秀靖議員。

○７番（佐藤秀靖）　いまの御答弁で、６か月から２歳児で通園していない子供が150人程度いらっしゃるということであります。

アンケート調査中ということですので、具体的な数字については、このアンケートを待たなければいけないのかと思っていますけれども、現状、２歳児までの子供を受け入れる施設の受入れ定数については、それほど余裕

はないはずです。ということでいくと、この150人、全員が全員というわけではないですけれども、希望を取って、いま、月一定程度の時間、約10時間というふうに考えられているようですけれども、この子供を預けるといったときに、現状、受入れが非常に厳しいのではないかというふうに思っています。特例で保育士要件を緩和して、受入れは可能というふうに思っていますけれども、ここら辺、当然、私立の保育所だけでは無理、公立でも無理ということであれば、幼稚園等々にも協力を仰がなければいけないというふうに考えておりますけれども、そこのところのお考えについて伺います。

○議長（渋谷正文）　御答弁願います。

佐藤保教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（佐藤保）　佐藤議員の再質問にお答えいたします。

いま、対象となる150人、これが市内の施設では、なかなか全員を受け入れることが難しいのではないかというような御指摘があったところでございますが、本当にそのとおりでございまして、いま、市内の私立の認可保育所、また、民間の小規模の保育所も、本当に空きに余裕がないところでございまして、これにさらに受入れというところは、なかなか難しいところで、現状でいけば、そのような状況であることは、私どもも認識しているところでございます。

では、こども誰でも通園制度をどのように運用していくのかというところは、いま、保育所に限らず、ほかに受け入れられるようなものもないかというところで検討しているところでございます。もちろん、そこには保育士などの配置も必要になってきますので、いま、本当に検討しながら、これは、令和８年度にスタートということを国のほうも言っておりますので、それまでには、全員が全員というわけではございませんが、受け入れる窓口といいますか、そういったところは設置していかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渋谷正文）　続いて、質問ございませんか。

７番佐藤秀靖議員。

○７番（佐藤秀靖）　続いて、質問の４番目ですけれども、利用者が複数の事業所を同時期に利用することが想定されますということであります。

これは、利用する方が、先ほど申し上げたとおり、月に約10時間、自分で好きな時間というのはおかしいでしょうか、希望する時間で、希望するところに子供を預けることができるということでありますので、保護者については非常にありがたい制度だと思いますけれども、受入れ側としては、要は、初めて来る子を預かることになりますので、その子供の基本的な情報がないままに受け入れるということは、非常に大きなリスクを抱えるということになろうかと思います。

なので、一旦、希望者がここに行きたいということであれば、基礎的な情報をお伝えするフォーマットみたいなものがあれば、ある程度そのリスクは回避できるのではないかと思うのですけれども、そういう情報を共有するようなシステムといいますか、体制といいますか、そういうものができるものなのかどうか、検討についていかがでしょうか。

○議長（渋谷正文）　御答弁願います。

佐藤保教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（佐藤保）　佐藤議員の再質問にお答えいたします。

こども誰でも通園制度が各保育所でも受入れができるようになった場合ということの想定での質問かと思います。

一人のお子さんがＡの保育所と、Ｂの保育所を月が変わって通う場合も想定されるというようなところでありまして、もちろん、全く知らないお子さんを受け入れるということは、いま、公立の保育所でも、事前に面接しながら、保護者の方に様子を伺いながら、受入れの体制を整えていくというようなことをしております。

今回のこども誰でも通園制度は、こういった施設が変わっていくことを想定していきますと、議員がおっしゃられるとおり、そういった基礎的な情報というのは、共有していけるような体制は必要かと思っております。ただ、そこには、大前提として保護者の了解、理解があった上で、そういったことは進めていかなければならないというふうに考えております。まだ、市内の民間の保育所との話合いの場、そういった協議、情報共有の場など、そういったことはまだ設けていないところでありますけれども、今回のこども誰でも通園制度以外の部分ではいろいろと情報交換しているところもありますので、今後、そういった統一的な、基礎資料をまとめていく上では、それぞれどういったものが必要かというところも検討しながら、そういうシステマチックなところも検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渋谷正文）　続いて、質問ございませんか。

７番佐藤秀靖議員。

○７番（佐藤秀靖）　それでは、最後に、４項目め、令和６年４月から稼働したこども家庭センターについてであります。

１番目の利用者の声、それから関係部署との連携については、特に、関係部署の連携は非常にスムーズに行っているということでありますので、一定の効果があるのだろうというふうに思っています。

２番目のセンターの果たす役割ということで、先ほど申し上げた各部署の連携強化ということがうたわれてい

ますけれども、特に、ヤングケアラー支援強化のための関係機関との連携ということが明記されています。ヤングケアラーについては、当然、学校の先生方が子供の異変に気づくということが大前提になろうかと思いますけれども、学校を通じて、こども家庭センターからアンケートを実施していくということが、一つの例として記載されています。また、生活保護や児童扶養手当というところのアプローチも考えられるということでありますので、これは庁内連携が必要で、先ほどのお話ではないのですけれども、庁内職員の皆さんの理解も十分得ていかないと進まないと思っていますが、この考えについて伺います。

○議長（渋谷正文）　御答弁願います。

佐藤保教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（佐藤保）　佐藤議員の再質問にお答えいたします。

ヤングケアラーの支援というところかと思いますけれども、少々前の調査にはなりますが、令和４年第１回定例会で松下議員の質問にお答えしていますが、その当時はヤングケアラーという対象者はいないというふうに答弁させていただいているところでございます。ただ、それから２年数か月がたっておりまして、また、こども家庭センターも４月から体制が整備されたこともあります。いま､学校との調整などもこれから必要かと思いますが、いま一度、アンケート調査というのは考えているところではございます。

もし、その中で、学校を通じてヤングケアラーが見つかった場合は、もちろん、学校との連携も必要でございますけれども、当然、その家庭の背景というところを考えますと、福祉の分野、高齢者福祉の分野、障がい者福祉の分野など、当然､市役所の部署もそうですけれども、事業所とも連携を取りながら、対象になったと想定した場合に、支援というところでは、ケースの会議を開きながら、支援体制やどういった支援が必要かというところは、十分連携を図りながら進めていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渋谷正文）　続いて、質問ございませんか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文）　以上で、佐藤秀靖議員の質問は終了いたしました。

ここで、10分間休憩いたします。

―――――――――――――――――――――

午前11時05分　休憩

午前11時13分　開議

―――――――――――――――――――――

○議長（渋谷正文）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

次に、後藤英知夫議員の質問を行います。

14番後藤英知夫議員。

○14番（後藤英知夫）　－登壇－

通告に従い、順次、質問いたします。

１件目に、企業誘致の進捗状況について、ウイスキー製造企業の誘致について伺います。

令和５年第４回定例会の一般質問において、学校跡地の利活用についてお聞きしましたが、その中で旧山部中学校跡地のウイスキー製造企業の進出の状況についての答弁いただきました。その時点では、確定はしていないが、企業としては、旧山部中学校のグラウンドを利用し、貯蔵施設を設置し、その後、蒸留施設も建設したい意向であるが、資材等の高騰もあり、まずは貯蔵施設を建設するという内容でありました。また、既にボーリングをしていて、水の状況についても確認しているとのことでした。

人気のある企業であり、既にふらの農業協同組合の施設にウイスキーを貯蔵していることもあり、今後の展開が本市の観光や地域振興、そして経済に大きく寄与することが期待されるところですが、その後の進展の情報がありません。昨年の答弁以降の企業誘致の進捗状況について伺います。

２件目の有害鳥獣対策の推進についてお聞きします。

令和６年度、富良野市公式LINEによりますと、５月９日から11月６日までの間、ヒグマのふんや足跡、目撃など、72件のヒグマ出没情報が発信されています。その中には、農業施設の被害や複数のヒグマ目撃の情報も多くなっています。北海道内外を見ても、つい先日も、秋田市のスーパーに熊が侵入し、けが人が出るなど、人的被害も報告されています。

北海道内においては、自治体の要請による駆除で出動したハンターの発砲した弾が、建物に当たる危険性があったとして、猟銃所持を不許可とされた処分を受け、また、ハンターが駆除活動中に襲われて負傷する事故も、過去５年で５件発生していて、北海道猟友会は各支部に対して、当初、自治体からのヒグマの駆除要請に、原則、応じないよう各支部に通知を検討しているとの報道もありましたが、自治体や警察との連携が不十分な場合、出動を拒否するよう通知するとされています。

北海道内ではヒグマの生息数の増加に伴い、事故を防ぐ目的で熊を駆除する許可捕獲の頭数が､2023年度は1990年度の16倍に当たる1,422頭となっており､北海道が公表した2023年度の捕殺数は1,804頭､人身事故も６件起こっています。生息数が増加する中、北海道は、今月中にもヒグマ管理計画を改定し、令和７年１月から積極的な捕獲による頭数削減に踏み切る方針であるとされています。ハンター確保が不可欠であり、ハンターの減少、高齢化

が問題視されていて、本市においても、頻繁に出没情報がある中で、市民の安全と安心のため、一朝有事の際の備えとして、自治体としての対応を定めておく必要性を強く感じます。また、毎年、エゾシカなどによる農作物の被害も依然として大きいことなどから、本市の有害鳥獣対策と野生動物の対応など、次の５点について伺います。

１点目に、ヒグマ出没時の市の対応について伺います。

ヒグマ目撃情報は、富良野市公式LINEで周知されていますが、そのほかにはどのような対応をされているのでしょうか。

２点目に、猟友会に対し、熊出没時の出動要請や報酬は、どのようになっているのでしょうか。

３点目に、北海道猟友会富良野支部富良野部会の現状の体制と、ハンターの育成についての市の考え、また、ハンターの支援策について伺います。

４点目に、北海道、沿線自治体との連携について、どのように行われているのか、お聞きします。

５点目に、道道544号麓郷山部停車場線、通称麓郷街道において、キツネの餌づけの疑いがある事象がありますが、野生動物に対する餌づけの対応について市の考えを伺い、１回目の質問といたします。

○議長（渋谷正文）　御答弁願います。

北猛俊市長。

○市長（北猛俊）　−登壇−

おはようございます。

後藤議員の御質問にお答えします。

１件目の企業誘致の進捗状況についてのウイスキー製造企業の誘致についてでありますが、令和５年第４回定例会における後藤議員の一般質問に対し、旧山部中学校跡地へのウイスキー蒸留所の誘致へ向け、先行して貯蔵施設を設置することについて協議している旨、答弁したところであります。

ウイスキー製造企業とは、その後も協議を進めてまいりましたが、令和６年10月28日に、旧山部中学校跡地へのウイスキー蒸留所の建設は白紙とするとの報告を受けました。

白紙とする理由につきましては、企業が蒸留所を建設する条件として、地下水が使えること及び蒸留廃液を下水道へ排水できることを掲げておりましたが、地下水の使用にはめどが立ったものの、蒸留廃液については、下水道排水基準を満たさない水質項目があり、当初、企業が予定していなかった排水浄化対策が必要となること、ウイスキー市場において競争が激化し、販売環境が厳しさを増している状況において、投資拡大を避けたいことなどが挙げられました。

本市としましては、この間、用地測量の実施や旧山部中学校敷地整備について、市が協力する条件の提示、廃液浄化の方法についての情報収集及び提供、廃水処理設備整備に伴う建設コストの増加に対し、国の補助事業の活用を企業へ提案するなど、誘致の実現に向け、様々な手だてを講じてまいりましたが、最終的には、企業側の事業実施条件と折り合わなかったところであります。

富良野市産の原料、水を使って、富良野市産のウイスキーを製造することは、大変意義があるものと認識している中で、旧山部中学校跡地へのウイスキー蒸留所の誘致はかなわない状況となりましたが、現在、別の企業から市内へのウイスキー蒸留所建設について御相談いただいておりますので、その企業の事業実施状況等を調査し、本市へ誘致できるかどうか、検討してまいります。

２件目の有害鳥獣対策の推進についての有害鳥獣から市民生活を守る対策についてでありますが、ヒグマ出没時には、市のホームページと公式LINE等により、市民へ周知するほか、学校児童生徒への影響が懸念される場合は、教育委員会を通じて、各学校からまちcomiメールでの周知を行っており、さらに、人の往来が多い場合には、看板を設置し、注意喚起しております。

次に、ヒグマ出没時の出動要請及び報酬についてでありますが、警察等から連絡があれば、北海道猟友会富良野支部富良野部会に出動を要請し、猟友会会員と警察、市職員の３者で現地確認、協議の上、看板設置やさらなる警戒巡回などの対応について判断しております。

報酬につきましては、出動要請１日につき5,500円、ヒグマ捕獲１頭につき市から３万円、ふらの農業協同組合が２万円、合わせて５万円が支払われております。

次に、北海道猟友会富良野支部富良野部会の体制についてでありますが、令和６年度の会員数は、銃免許所持者29名、わな免許所持者15名となっております。例年、多くの農作物被害が発生する中、猟友会員の高齢化、会員数の減少、ヒグマ出没時の迅速な対応が課題であり、新たな会員の確保が必要と認識しております。

本市では、ハンターの育成支援策として、銃猟免許取得に対して８万円、銃などの購入費用に10万円、わな免許取得に対して１万円を助成しており、農業者が狩猟免許を取得する場合には、ふらの農業協同組合が銃猟免許取得に５万円、わな免許取得に１万円を上乗せしております。このほか、射撃研修に対しての助成や、東京大学北海道演習林の協力の下、技術継承のために実施するエゾシカ共猟への助成などの支援を継続するとともに、必要な支援について、猟友会富良野支部富良野部会と協議してまいります。

次に、北海道や沿線自治体との連携についてでありますが、北海道や上川管内市町村で構成する上川地域野生鳥獣対策連絡協議会において、被害対策などの情報交換を行っております。また、他自治体との境界付近や東京大学北海道演習林、国有林付近においてヒグマが出没し

た場合には、関係各所へ連絡し、情報を共有しております。

次に、野生動物の餌づけへの対応についてでありますが、野生動物に餌を与える行為は、野生動物が厳しい自然の中で自ら生きていこうとする力を奪う行為であるほか、人に対する警戒心をなくし、人に近づき、危害を加える可能性につながる危険な行為であることから、道道544号麓郷山部停車場線の2か所に餌づけ禁止の看板を設置したほか、広報紙において、野生動物へ餌を与えないよう、今後とも周知してまいります。

以上です。

○議長（渋谷正文）　再質問ございませんか。

14番後藤英知夫議員。

○14番（後藤英知夫）　最初に、ウイスキー製造企業の誘致ということでお聞きします。

いまの答弁ですが、私としては、大変残念な報告だったかというふうに受け取っておりますし、今回の状況は、廃液の処理だとか、また、投資拡大が見込まれるということで、いろいろな条件がそろわなかったのかというふうに、お聞きしております。

その中で、答弁に国の補助制度の活用などの検討という話もございましたが、これは、私としては、市としても十分努力すべき事案であったというふうに考えていますので、市としてできる独自の支援策の検討というのはどのようにされたのか、まず、お聞きしたいと思います。

○議長（渋谷正文）　御答弁願います。

本田寛康経済部長。

○経済部長（本田寛康）　後藤議員の再質問にお答えいたします。

市独自の支援として、どのようなものを検討したのかという御質問かと思いますけれども、旧山部中学校敷地内の通路がございますが、そちらの改良舗装などの整備を行うこと、それから、蒸留所建設予定地の雨水を市道の側溝のほうに排水するための排水路の整備が必要となりますが、こちらについては、市の負担での整備を検討いたしまして、企業側には伝えたところでございます。また、いま、ある制度として、新規雇用などの条件を満たした場合につきましては、富良野市の企業振興促進条例による補助金で支援できる旨についても、同じく企業側へ提示しているところでございます。

以上でございます。

○議長（渋谷正文）　続いて、質問ございませんか。

14番後藤英知夫議員。

○14番（後藤英知夫）　市としても、いろいろ提示しながら努力はしたけれども、最終的にはかなわなかったというふうに聞いています。

先ほどの読み文の中にもございましたけれども、いま現在、ふらの農業協同組合の倉庫に、もう既にウイスキーが入っていると。令和５年第４回定例会の市長の答弁の中には、令和６年の後半から令和７年には販売できるのではないかというような答弁をいただいております。その中で、貯蔵されているものなどについては、どのようになっていくというふうにお聞きしているのでしょうか。

○議長（渋谷正文）　御答弁願います。

本田寛康経済部長。

○経済部長（本田寛康）　後藤議員の再質問にお答えいたします。

現在、ふらの農業協同組合の山部の倉庫内で熟成されているウイスキーの原酒、それが今後どうなるかという御質問かと思いますけれども、令和４年から令和６年にかけまして、３年にわたりウイスキーが搬入され、熟成されているということでございますけれども、今後もその熟成の事業については、継続することを伺っております。企業からは、熟成期間が３年を経過した原酒から、順を追って製品化する意向というふうに伺っておりますので、令和７年以降、本市で熟成された原酒を用いたウイスキーが、製品化されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（渋谷正文）　続いて、質問ございませんか。

14番後藤英知夫議員。

○14番（後藤英知夫）　先ほどから申し上げていますように、今回の企業というのは、私はすごく期待しておりましたし、令和５年第４回定例会の一般質問のときにも、そのように申し上げました。今回の企業を誘致することによって、経済を含めながら、観光を含めながら、また、地域振興も含めながら、本当に波及効果は大きいものと私は考えておりましたし、市長もそのように述べられていたかというふうに考えています。

先ほどの答弁では、白紙という言葉が使われていたかというふうに考えています。この計画は全く白紙ということで、可能性もないということでしょうか。

○議長（渋谷正文）　御答弁願います。

北猛俊市長。

○市長（北猛俊）　後藤議員の再質問にお答えします。

今回、企業から説明のあった白紙という言葉の意味でございますけれども、旧山部中学校での立地は取りやめ、他市町村での立地を含めて、ゼロベースから改めて検討するとの意図と伺っております。

企業の説明では、本市での立地を完全に否定しているものではありませんが、企業側の事業実施条件、設定が変わらない限り、本市での立地の可能性は低いものではないかというふうに捉えております。

現在、別の企業から御相談いただいている案件については、相談いただいたばかりでございますので、本市への誘致ができるかどうか、判断材料がそろっていない状

況でありますので、今後、調査、検討しながら、進めてまいりたいというふうに思っております。

富良野市産の原料、水を使って富良野市で蒸留された原料のふらのワインを、小だるで熟成させた富良野市産のウイスキーを製造、そして販売することは、ウイスキーの需要が高まる中、本市が国際的な観光地として地域を高めること、そして、それらにつなげていくこと、そうした意義があるものと認識しております。富良野市産ウイスキーの製造実現に向けて、引き続き、企業誘致に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（渋谷正文）　続いて、質問ございませんか。

14番後藤英知夫議員。

○14番（後藤英知夫）　残念でありますけれども、次の質問に行きます。

有害鳥獣対策の中の１点目、ヒグマ出没時の対応についてですが、いまの状況では、市のホームページ、公式LINEで周知している、また、教育委員会などでは、もし危険がある場合には、まちcomiメールで周知しているというような話でありましたし、人が多い場合には看板も設置するということなのですが、私は、いまの状況ですと、ヒグマはいつでも市街地にも現れる可能性は十分あると思っていますし、以前も、かなり昔ですけれども、出たことがありました。

市街地などにヒグマが出た場合には、ホームページやLINEということでは、なかなか、私は間に合わないのかというふうに考えておりまして、そういう場合には、例えば、広報車みたいなものを出して、注意喚起していくということが大事になると思っておりますけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（渋谷正文）　御答弁願います。

本田寛康経済部長。

○経済部長（本田寛康）　後藤議員の再質問にお答えいたします。

市街地でヒグマが出没した際や、緊急を要する場合など、車からスピーカーなどで市民に周知することについての御質問かと思います。

私どもは、こういったヒグマが出没した場合の体制につきまして、警察とも十分これまで協議してきているところでございます。ヒグマが市街地に出没した場合において、車からスピーカーを通じて周知するということについては、警察が行っていく旨、役割分担について申合せを行っているところでございますので、そうした申合せを基本にいたします。それと、状況などに応じて、どのように住民周知を図っていくかということを検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渋谷正文）　続いて、質問ございませんか。

14番後藤英知夫議員。

○14番（後藤英知夫）　２点目のヒグマの出没時の出動要請と報酬ということだったのですが、いま、報酬に関しては、出動要請１回につき5,500円という答弁だったというふうに考えます。

他自治体では１日１万円と、調べたら出ていたのですが、１日１万円が安いということで出動を拒否したという北海道内の事例もありました。

5,500円というのは、私の中では、少し安いようなイメージを持ったのですが、5,500円について、猟友会富良野支部富良野部会と十分に協議した上での設定ということでよろしいでしょうか。

○議長（渋谷正文）　御答弁願います。

本田寛康経済部長。

○経済部長（本田寛康）　後藤議員の再質問にお答えいたします。

出動報酬の5,500円の評価ということでございますけれども、まず、市町村の事例は、それぞれ市町村において、それまでの経過ですとか、議論過程があって、それぞれの制度が設けられているものというふうに思っておりますので、金額のみの比較判断ではなく、任務内容などに応じて、総合的にこれは判断していくべきものかというふうに考えているところでございます。

本市の事例なども若干御紹介いたしますと、例えば、ヒグマが出没した際に、猟友会富良野支部富良野部会にハンターの出動をお願いするわけなのですが、実際に現場対応、その後の現場の巡回、周辺の巡回も含めて、大体１時間程度で任務が終了するようなときもございますが、私どもは日額ということで設定させていただいておりますので、その日額をそのままお支払いするというようなことをしておりますし、例えば、熊を捕獲した場合の熊の処理について、誰がやるのかという問題もございまして、まちによっては、ハンターにお願いするということも含みで出動報酬を払っているところもあれば、本市の場合については、本市の職員が処理するというような役割分担になっているということもございますので、そうしたようなことも含めての5,500円という評価になるのかというふうに考えているところでございます。

猟友会富良野支部富良野部会は納得しているのかというような御指摘でございますけれども、資格取得を支援するとか、報酬の内容を見直ししていくというようなことについては、基本的には、猟友会のほうの意見を聞くというようなことをやっておりまして、これまでの協議経過につきましては、猟友会から出動時の報酬について、特に意見はなかったものというふうに受け止めております。

今後も、必要な活動条件につきましては、猟友会富良野支部富良野部会の意見を伺いながら、条件設定に努め

てまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（渋谷正文）　続いて、質問ございませんか。

14番後藤英知夫議員。

○14番（後藤英知夫）　出動要請についてなのですが、先ほどの答弁では、出没した場合には、そのときに行政と警察と猟友会富良野支部富良野部会と協議してという答弁があったかと考えています。

先ほど申し上げましたが、北海道猟友会は、事前に自治体と警察と猟友会富良野支部富良野部会が打合せしている場合に、これを出動の条件としているというふうに言っています。調べますと、旭川市などでは、既に市と警察、上川総合振興局、専門職などで、旭川市ヒグマ対策協議会というものを立ち上げていまして、その中でマニュアルをつくって駆除対応の訓練も既にされているというようなことが先日の報道で載っていましたけれども、これは、事前の打合せとか、そういうことを含めて、本市として、いまの状況としてはどのようになっているのでしょうか。

○議長（渋谷正文）　御答弁願います。

本田寛康経済部長。

○経済部長（本田寛康）　後藤議員の再質問にお答えいたします。

まず、いま、北海道猟友会から、報道などで、自治体と警察との連携が不十分な場合は出動を拒否するように各支部に通知するというような報道がなされている件かというふうに考えておりますけれども、実際に北海道猟友会のホームページを確認したところ、11月14日付で、「本会では、従来から行っている市町村からのヒグマ駆除要請については、誠実に対処することとしており、現時点でその方針に変わりが無いことを、報道機関に申し入れいたしました」というコメントも併せて公表しているところでございます。

最終的に、どのような内容が猟友会富良野支部富良野部会のほうに通知されるものなのかということについては、いまのところ、把握できていない状況でございます。先日、猟友会富良野支部富良野部会のほうにも確認いたしましたが、確認した時点では、まだ文書は来ていないというふうに伺っておりますので、文書が送付され次第、市から猟友会に対しては、文書が到着次第、対応について協議していきましょうという旨を申入れておりますので、文書が届き次第、内容を吟味しながら協議し、今後の対応について検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渋谷正文）　続いて、質問ございませんか。

14番後藤英知夫議員。

○14番（後藤英知夫）　いまの答弁ですと、北海道猟友会から通知が来た時点で、猟友会富良野支部富良野部会としっかり協議していくということですので、そこについてはしっかりと協議していただきたいというふうに考えます。

ハンターの育成支援についてなのですが、先ほどの答弁では、猟友会富良野支部富良野部会で銃の免許を持っている方が29人という話でありました。自分の考えといいますか、周りの様子なのですが、実は、自分の周りにも昔はハンターがいっぱいいましたが、とても減っているイメージがございましたが、29名というと意外と多いという印象も受けるのですが、ハンターの方に聞くと、29名がいても実際に熊や鹿を撃てる方というのはそうはいないというようなお話も伺っています。そうなると、高齢化もあるでしょうし、ハンターの育成や支援ということを、これからもしっかりとしていかなければいけないと思うのです。

他自治体を見ますと、近くでは占冠村が、ガバメントハンターといいますか、専門職、市の職員のような形でやっているみたいなことも聞きますし、岩見沢市ですと、地域おこし協力隊員の方を利用して、そういう専門職を確保しているというふうに考えていますが、市としては、そういうことに関して、専門職といいますか、そういう方を確保していくという考えについては、どのように考えているでしょうか。

○議長（渋谷正文）　御答弁願います。

本田寛康経済部長。

○経済部長（本田寛康）　後藤議員の再質問にお答えいたします。

ハンターの確保に向けて、ガバメントハンターや地域おこし協力隊員、そういったものを活用できないかというような御質問かと思います。

まず、令和３年第４回定例会におきまして、当時、小林議員から、専門的駆除員ということで、その必要性についての御質問をいただきまして、当時、鳥獣被害対策実施隊員の確保、育成を進める、つまり、猟友会富良野支部富良野部会員を増やしていく方向で支援していくということで答弁させていただいておりますけれども、いま現在、その方向性については、大きな変更はないものというふうに考えております。

その理由といたしましては、猟友会富良野支部富良野部会員の方々は、いまも、例年、農繁期の農業被害の削減に向けて、駆除が必要になるときに準備いただいて、いまのところ、有害鳥獣駆除の体制を確立できているかというふうに考えております。加えて、猟友会富良野支部富良野部会にも、いま、20代の会員が３人、それから30代の会員が１人おりますけれども、そのうちの２人については令和６年度から会員になった方というふうに伺っております。このように、将来の担い手の確保も、徐々にではありますが進んでおりますことから、いまのとこ

ろ、ガバメントハンター、いわゆる市町村職員でハンターとして活動していくというようなガバメントハンターを置くまでの状況にはないのではないかというふうに認識しているところでございます。

次に、御指摘いただきました地域おこし協力隊員についてでありますけれども、こちらも北海道内で取り組まれている自治体があることについては、承知しているところでございますが、これは、狩猟免許を既に取得されている方を協力隊員として確保できるのが一番いいことではありますけれども、実態を見てみると、協力隊員になってから狩猟免許を取得して活動に当たっているというような状況があるというふうに思っております。

その場合、協力隊の３年間の中で、どこまでハンターとして成長できるのか、また、協力隊員としての任期終了後も地域に定着していただけるのか、また、そういった場合、定着するには、ハンター以外のなりわいみたいなものをどのように確保していけば定着できるのかというようなところ、こういった三つが課題になるかというふうに考えておりまして、北海道内でも地域おこし協力隊員によってハンターを確保しようという取組を行っている自治体の先例などを調査しながら、本市において、そういった制度がフィットするのかどうかというところを、今後、情報収集してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渋谷正文）　続いて、質問ございませんか。

14番後藤英知夫議員。

○14番（後藤英知夫）　４点目に、北海道と沿線自治体の連携ということでありましたけれども、４点目については、北海道はこれからいろいろな対策を打つようなことが想定されていますので、また、それに関してはしっかりと連携を深めていっていただければというふうに考えております。

５点目の野生動物の餌づけについてであります。

これは、自分も当事者といいますか、よく通るので、麓郷街道のお話をさせていただきました。キツネなのですが、雪のない時期に常にいて、交通にも危険がありますし、道路脇に既に寝ていたり、中央線のところに寝ていたり、しかも、車が来たらわざわざ寄ってきたりするのです。実は、私も、過去に３回も４回も５回も、急ブレーキをかけて止まったことがございまして、地域住民の方からも、かなり私も指摘されて、今回の質問ということになっているのです。

春先のキツネを見たら分かるのですが、すごく痩せていて、非常にかわいそうな状況なのです。ということは、やはり、野生動物にとっても、非常に不幸なことだと私は思っています。

これは、先ほどは疑いのある事象ということで言わせていただきましたが、複数の目撃情報がありますので、まず間違いなく餌づけなのだろうというふうに私は考えていますけれども、これはほかの地域でも十分起こり得ることだと私は思っていますし、経済目的でされたというふうな話も聞いています。私は、餌づけの人物が特定できた場合は、しっかりと行政指導していかなければいけないというふうに考えているのですが、これは、行政指導ができるのか、また、していかなければいけないと考えるか、それについて伺います。

○議長（渋谷正文）　御答弁願います。

本田寛康経済部長。

○経済部長（本田寛康）　後藤議員の再質問にお答えいたします。

麓郷街道のキツネの例をお話しいただいたかというふうに思いますが、御質問としては、野生動物全般で、地域を問わず、今後、その行為者が特定された場合、どのように対応していくかという御質問だったかと思います。

まず、観光客への対応が一つ必要かというふうに思っておりまして、現状、市といたしましては、看板の設置等、それと、市民に対しては、広報紙により野生生物への餌やりをしないように呼びかけしているところでございますけれども、同じように、ふらの観光協会にも協力を要請いたしまして、観光客へ、えさを与えないように呼びかけていくということを行っていくということと、あわせまして、ふらの観光協会の会員事業所にも、同様の呼びかけをしていただくような形で要請してまいりたいというふうに考えております。

また、餌づけの事実が特定できた場合の対応についてということでございますけれども、その件については、餌づけについて禁止するような規制が何かないものかというふうなことも考えまして、少し調べてみたものでございますから、その点について、まず共有させていただいてから答弁したいと思います。

北海道では、北海道生物の多様性の保全等に関する条例を制定しております。こちらの条例では、指定餌づけ行為を指定し、そして、その指定餌づけ行為の禁止ができるというようなものでございました。餌づけ行為の指定状況につきまして北海道に確認いたしましたところ、現在、北海道全域でヒグマに対する餌づけについて禁止する指定を行っているというふうな状況でございましたが、それ以外の野生生物についてどうかということを確認しましたら、それ以外の野生生物については、特に指定している状況ではないというような回答がございました。まず、この点を共有させていただきます。

その上で、御質問の餌づけの事実が特定できた場合の対応ということでございますけれども、御質問の趣旨が野生生物全般に対する対応というふうに受け止めさせていただいておりますので、まず、餌づけ行為の対象がヒグマの場合は、先ほどの条例で北海道が何かしらの形で

指導していくというような形かというふうに考えております。そのほかの野生生物対象の行為で、それが反復して行為が行われている、なおかつ、その行為者が把握できる状況につきましては、北海道もそうした条例ではないということでありますので、本市のほうからその方へ、餌やり行為をやめていただくよう申入れをするというような対応を今後想定していかなければならないのではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渋谷正文）　続いて、質問ございませんか。

14番後藤英知夫議員。

○14番（後藤英知夫）　いまのお話ですと、私は行政指導という言葉を使わせていただきましたけれども、あくまでもお願いするような形で、やめてくださいということにとどまるというようなことでしょうか。

○議長（渋谷正文）　御答弁願います

本田寛康経済部長。

○経済部長（本田寛康）　後藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

基本的に、法的な位置づけがないものでお願いするというような形になりますので、そうしたお願い、要請をしっかりしていくということに尽きるかと思っております。

以上でございます。

○議長（渋谷正文）　続いて、質問ございませんか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文）　以上で、後藤英知夫議員の質問は終了いたしました。

ここで、午後１時15分まで休憩いたします。

午前11時53分　休憩

午後１時14分　開議

○議長（渋谷正文）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

次に、宮田均議員の質問を行います。

１番宮田均議員。

○１番（宮田均）　−登壇−

通告に従い、順次、質問させていただきます。

１件目、民泊に関わるこれまでの取組と今後について、３点質問させていただきます。

現在、市内では49軒の民泊が営業していますが、なお一層の増加が考えられるところです。一般住宅の区域内に、高齢化などで、土地、住宅を地元で売買する金額よりも海外資本、国内専門の民泊運営会社等に高額で売るケースも多く、今後も増加していくものと考えます。

そのような現状の中、地域住民の苦情を聞かされることも多くなりました。民泊営業はその許認可、苦情などを北海道が担当していますが、このような民泊に起因すると思われる個別案件への市の対応については、平成30年第１回定例会で、今議員の質問に対しての答弁で、今後懸念される騒音防止やごみ排出ルールなどの個別案件につきましては、民泊事業に起因するものも含めて、いままでどおり、それぞれの担当部局で対応してまいりますと回答しています。これからも増えると思われる民泊等、宿泊営業が地域住民と訪れる方々と営業者、管理者、市民が、お互いに安心・安全な思いやりのあるまちとして、そして、人と人の出会いの大切さ、持続可能なまちづくりの一つの取組として、どうあるべきかの観点から質問させていただきます。

１点目、民泊は北海道が管理しているが、現状、市民からのごみ問題、騒音などの苦情への対応についてお伺いします。

２点目、町内会への参画や環境美化活動、災害時の対応など、地域と事業所の連携が必要だと思うが、どのように考えているのか、お伺いします。

３点目、地域への苦情相談先等の周知が必要と思うが、見解についてお伺いします。

２項目めの質問です。

条例などの制定の可能性について。

京都市などの都市の条例を参考に、富良野市として条例や規定を制定し、民泊などの運営に関する富良野市の方向性を明確にする考えはないのか、お伺いいたします。

次に、２件目、市の緑化推進についてお伺いします。

項目、富良野市緑化推進条例の推進と具体策についてお伺いします。

この条例の第１条に、目的、「本市の恵まれた自然環境を保全するとともに、なお一層の緑豊かな生活環境をつくるため、市と市民が一体となって緑の樹林を創り、育て、健康で文化的な明るいまちづくりに寄与することを目的とする。」、また、第２条では、「市は、前条の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて緑の保全と緑化の推進に努めなければならない。」とあるが、市庁舎敷地、駅前、街路樹、市管理施設、駐車場、公園、教育関係敷地など、私はまだまだ緑化は進んでいるとは思えず、地球温暖化対策としても、夏場のアスファルトの暑さ対策にしても、この条例は、市民にとって、すばらしいまちの形成にも、訪れる人たちにも重要と考えるが、市長の条例に関する認識と考えについてお伺いいたします。

条例の第12条について、１、「市長は、市が設置し又は管理する公共施設について積極的に緑化の推進等を図らなければならない。」２、「市長は、国又は他の地方公共団体等に対して、その者が設置し又は管理する公共施設について緑化の推進を図るよう要請するものとす

る。」、宅地造成などの緑化も含め、第12条について、市長の考え、具体的に何をしたいのかをお伺いいたします。

続いて、緑の月間、第16条、第17条の市民記念植樹など、緑の月間の進捗状況についてお伺いします。

三つ目、第18条、緑の推進委員の設置と条例。

（1）緑化の推進などに関する知識の普及、（2）地域緑化の推進及び指導、（3）公園緑地などの維持管理に対する協力とありますが、この進捗状況についてもお伺いいたします。

続いて、第５章の緑化審議会についてお伺いいたします。

緑化審議会の審議会招集は、市長が招集するものであります。市民の声を聞く機会を多く持つべきと考えますが、市の緑化推進が行政だけの考えになるのではないか。

いままでの開催経緯、今後の審議会の在り方について、市長の考えをお伺いします。

続いて、３件目、富良野市文化芸術基本条例の取組についてお伺いいたします。

令和５年11月３日、この条例ができ、１年を経過しました。市の文化芸術の推進に向け、この条例は、これからのまちづくりに大きく貢献し、次代の子供たちへも、「平和な世界の実現」と前文にもあるように、大切な条例と認識しているところです。

そこで、２点質問させていただきます。

第４条及び第15条について。

第４条に「市は、基本理念にのっとり、文化芸術の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進」とありますが、また、第15条では、第４条の具体的推進に関わる計画を策定するものとする。また、富良野市文化芸術推進委員会の設置とある。具体的な考え方と推進委員会の設置を含めた進捗状況についてお伺いします。

２点目、第10条に「文化の交流並びに観光分野との連携」とあります。具体的にどのように取り組んでいくのかお聞きして、１回目の質問とさせていただきます。

○議長（渋谷正文）　御答弁願います。

北猛俊市長。

○市長（北猛俊）　−登壇−

宮田議員の御質問にお答えします。

１件目の民泊に関わるこれまでの取組と今後についての１点目、民泊に対する課題の認識と対応についてでありますが、市民からの民泊に関する苦情への対応状況につきましては、本市において、住宅宿泊事業法に基づく宿泊サービス、いわゆる民泊を監督する行政機関は北海道であります。北海道は、民泊に関する相談や苦情の窓口として、民泊コールセンターを年中無休で開設しており、通報内容に応じて、事業者への指導や調査が行われております。

北海道に指導状況等について確認したところ、令和５年度、苦情と思われる案件は、北海道全体で30件程度、その中で本市住民からのものが３件あり、北海道から民泊事業者へ連絡、指導が行われております。

また、市民から市役所に相談や苦情が寄せられた場合の対応としましては、北海道のコールセンターを紹介することを基本としておりますが、ごみ排出の苦情が寄せられた際には、民泊事業者によるものかどうかが不明であったことから、資源回収ステーションへの分別看板の設置や、宿泊事業により発生するごみは、事業所ごみとして適正排出するよう啓発するチラシを、令和６年７月、民泊事業者を含む宿泊事業者に配付しております。

今後も、ごみ排出や騒音などの個別事案については、民泊事業者に起因する事案なのかを確認した上で、それぞれ担当部局において、北海道などと連携し、対応してまいります。

次に、町内会への参画や環境美化活動など、地域と民泊事業者との連携につきましては、民泊事業者に限らず、町内会への加入は任意によるものでありますが、民泊事業者の地域活動への参画については、町内会から市へ相談があった場合は、必要な助言を行ってまいります。

また、災害時の対応につきましては、国が定めるガイドラインでは、民泊事業者から宿泊者へ避難場所等に関する情報提供を行うことが望ましいと規定されていることから、市のホームページで公開中のハザードマップについて、民泊事業者へ周知してまいります。

次に、地域への苦情相談先等の周知につきましては、民泊に関する正しい知識を市民に普及するため、広報紙やホームページを通じて周知してまいります。

２点目の条例等制定の可能性についてでありますが、例に挙げられた京都市は、政令指定都市であり、条例により、住宅宿泊事業者等の責務や、民泊営業の届出の際、事前に周辺地域への計画の周知と説明を義務づけるなど、独自のルールを定めております。こうした条例の実効性を確保するためには、業務改善命令や立入調査など、法に基づく監督権限が不可欠であると考えております。監督権限を持たない本市が、いわゆるお願い条例を制定したとしても、その実効性を担保することは難しく、いまのところ、条例制定は考えておりません。

２件目の市の緑化推進についての富良野市緑化推進条例の推進と具体策についてでありますが、緑化推進に対する基本的考え方につきましては、市民が憩いと安らぎを得ることができ、かつ、地区のコミュニティー活動に寄与できるよう、維持管理を考慮した適正な緑地の配置を行うものとし、新設する建築物、街路及び公園への植樹や剪定を中心に維持管理を行っております。

また、国や他の地方公共団体への要請につきましては、市の緑化に対する考え方を共有し、旭川開発建設部富良

野道路事務所主催のR38富良野「小さな森」計画による植樹や国道38号花いっぱい運動など、国、北海道と連携した取組を継続して行ってきております。

次に、第16条、緑の月間、第17条、市民記念植樹の対応状況についてでありますが、緑の月間につきましては、国において10月を都市緑化月間として、また、４月15日から５月14日までをみどりの月間として定めており、市としては、その周知に努めております。

市民記念植樹につきましては、富良野市緑化推進条例施行規則でその他市長が認める植樹と規定しており、各団体からの要請に基づく植樹を、公園等の市有地内において実施してきております。

次に、第18条、緑の推進委員の対応状況についてでありますが、現在、公園緑地等の維持管理を市が直接行っていること、植樹などの際の啓発や北海道と連携した推進活動を行っていることから、推進委員の配置には至っていない状況であります。

次に、緑化審議会の開催状況と今後の審議会の在り方についてでありますが、審議会につきましては、近年、新規の公園、街路などの審議事項がなかったため、平成30年度以降は開催しておりません。今後につきましては、都市計画マスタープランの改定、立地適正化計画を策定したことにより、それらの内容に合致した緑の基本計画の改定のため、開催を予定しております。

３件目の富良野市文化芸術基本条例の取組についての文化芸術振興の具体的取組についてでありますが、本市における文化芸術活動については、文化会館サンエーホールや富良野演劇工場を拠点に、文化団体の支援や発表、鑑賞の機会を提供し、文化振興を図るとともに、令和５年施行した富良野市文化芸術基本条例で、基本理念や市の責務、市民等の役割、関係団体等との協働による施策の推進などを定めたところであります。

文化芸術の推進には、観光、福祉、教育、産業、その他の各分野における施策と連携を図ることが大切であることから、施策を総合的かつ計画的に進めるため、本年度中に富良野市文化芸術推進委員会を立ち上げ、推進に関する基本計画等について協議してまいります。

また、観光分野との連携につきましては、現在、観光庁の地域観光新発見事業を活用したナイトタイムエコノミー推進事業を企画しているところであり、本市を訪れるインバウンドを含むスキー客や市民を対象に、本市の文化芸術の拠点である富良野演劇工場での公演鑑賞と飲食などを結びつけた、ナイトタイムエコノミーの活性化による観光消費の拡大を図るとともに、観光と文化芸術に携わる者等が連携する事業に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（渋谷正文）　再質問ございませんか。

１番宮田均議員。

○１番（宮田均）　まず、１点目の民泊事業に対する苦情への対応、これは、北海道がやっていて、僕も言いましたけれども、今議員が平成30年第１回定例会で言った個々の案件につきましても、対応してまいるというようなことから、市長からは、北海道と連携していきながら対応していくというような回答だったと、いま確認しております。北海道への苦情も３件だったと言われますが、私たちに聞こえてくるのは、それ以上に、非常に誰が捨てたか分からない、しかし、見ると、推測できるのは、外国人あるいは民泊を利用した外国人ではないかということが大きく聞こえてきます。そうすると、ごみを持っていってくれなくて、どんどん、どんどんたまっていくというような現実的な問題が地域で起こっております。

そのような苦情への対応と、夜の花火、それも早い時間だったらいいのですけれども、遅い時間に花火をやったりなどして、騒音というようなこともございます。

こういった場合に、考えとしては、24時間、北海道が対応しているわけでもなくて、富良野市でも対応しているわけではなくて、後々になったら、やはりタイムタイムラグが非常に生じてくる、そのときに、すぐに対応できるような状況ではないということも出てきます。このことについて、どういうふうにお考えなのか、お伺いします。

○議長（渋谷正文）　御答弁願います。

本田寛康経済部長。

○経済部長（本田寛康）　宮田議員の再質問にお答えいたします。

いま、宮田議員の再質問で出されている事例、外国人並びに外国人が民泊施設を利用して、そういったような外国人が、資源回収ステーションの周辺などにごみを放置していっているのではないかというようなことをお聞きになられている、もしくは、花火をするとかというようなことで周辺の迷惑になっているような状況があるということについて、すぐに対応できるというような状況を構築できているかどうかという部分についての御指摘だったかと思います。

まず、後段の花火の件については、市のほうにも、お知らせが来ているというふうに承知しておりまして、その件については、警察等も含めて対応していただいており、現場対応できているものと思っております。

このように、全て市のほうで対応すべきものか、もしくは、生命や財産の危険を生じさせるような案件については、当然、警察に御相談いただくのが一番いいという事例もございます。そういったところは、市にも御相談があった際には、適切にどういったところに相談していただくのがよろしいか、あるいは、市のほうでも対応ができるものについては、市のほうでも対応していくというようなことを、これまでも努めている状況でございま

すので、その点については、それぞれ担当部局で対応していきたいというところについては、変わりなく担当していくということになるかと思います。

以上でございます。

○議長（渋谷正文）　続いて、質問ございませんか。

１番宮田均議員。

○１番（宮田均）　苦情への対応を図っている、警察も含めて、騒音の対応を図っているのだというようなことが言えると思います。ただ、僕も、富良野市に訪れる、そういう方たちの苦情ばかりではなくて、やはり、地域の人たちも、しっかりと来た方を思いやるまち、要するに、おもてなしとして、受け入れるまちだと思われたい、思っていただきたい、そして、それが人と人の出会い、あるいは、温かみのあるまちとして、これからも進んでいくのではないかということで、あまり苦情、苦情とは言い難いのですけれども、やはり、お互いの安心・安全、事故のないような、そういうような取組が、これからも必要になってくると思います。そういう点について、連携、要するに、事業者が、例えば、美化活動、地域の花壇づくり、ごみ拾い、それから照明など、そういう地域の活動を行っているわけです。

ただ、そういうことは、先ほども答弁がありましたけれども、市長が、それは自由参加で、ほかの市民も地域行政に参画していない方もいらっしゃる、それは自由だというような答えがございましたけれども、やはり、特定された宿泊業者に、不特定多数の方が出入りするという中で、そういうようなことは、事業者を含めて、地域の行政に参画するというのは本当に難しいことなのでしょうか。

○議長（渋谷正文）　御答弁願います。

北川善人市民生活部長。

○市民生活部長（北川善人）　宮田議員の再質問にお答えさせていただきます。

御質問の中でもありました町内会への参画ですとか、地域と事業者との連携ということでございますけれども、町内会への参画につきましては、多くの町内会、自治会におきまして、会員数の減少、それに伴う地域の安全や環境保全に関する経費の捻出ということが、厳しい状況となってきております。加えまして、物価の上昇、特に燃料光熱費の上昇につきましては、団体の収支を大きく悪くしているという状況になっております。個人、団体を問わずに、地域内に新たに参入される場合、防犯ですとか環境美化、災害時の連携、協働で管理運営しなければならないことというものは、たくさんございます。そういったものを、きちんと町内会等で活動内容を説明していただき、加入促進についてそれぞれ町内会で工夫を凝らした行動を取っているところもございます。

そういった意味では、住宅宿泊事業法、民泊を運営する会社につきましても、この部分につきましては、厚生労働省、国土交通省の所管になりますけれども、届出をする際に、そのガイドラインにおきまして、事前に民泊をやりますというような御案内を周辺にすることが望ましいとされております。そういった説明会というのが催された場合には、ぜひ、町内会を含めて、そういった地域活動の説明をしていただき、加入活動、加入についてお願いしていただきたいということと、事前説明なく事業開始後に相談があった場合につきましては、そういった地域の実情などを伝える方法などについて、市としても、地域と一緒に検討しながら、何とか地域活動に参加していただけるような取組、これは個人、企業を含めてでありますけれども、そういった活動をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渋谷正文）　続いて、質問ございませんか。

１番宮田均議員。

○１番（宮田均）　いま、事業者は、やる前を含めて、地域で事前の説明があったほうが望ましいというようなことを言っておられました。

これは、僕もそのとおりだと思うのですけれども、これについては、具体的には、どのようなことを考えているのか、具体的施策がありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（渋谷正文）　御答弁願います。

北川善人市民生活部長。

○市民生活部長（北川善人）　宮田議員の再質問にお答えいたします。

先ほども申し上げた事前説明という部分につきましては、あくまでも国の住宅宿泊事業法施行要領というガイドラインがございます。この中でうたわれていることでございますので、市としてというよりは、国として、そういったトラブルを未然に防ぐという意味では、やられたほうがいいということでございますので、それにつきましては、各事業所のほうの判断によるとは思います。

ただ、先ほど苦情のお話もありましたけれども、北海道の民泊コールセンターにつきましては、午前９時から午後５時までという受付時間になっておりますけれども、民泊事業者は、その事業を行っている場所に表示シールというものを貼ることになっております。その表示シールには、連絡先というのが書かれておりまして、深夜、早朝を問わず、常時対応しなければならないということがガイドラインでうたわれておりますので、そういったものが分かるのであれば、そういったところも利用しながら、対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渋谷正文）　続いて、質問ございませんか。

１番宮田均議員。

○１番（宮田均）　地域としても、いまおっしゃったように、事前にシールを貼ってそこが分かるようにというのは、これは最低限のルールなのですけれども、中には少し薄かったり、どこに貼っているか分からないというのもございます。こういうことを、市としても北海道としても、改善していただきたいということがございます。

まず、この点について一つと、事前説明だけという、これは、事業主の任意事項といいますか、そういうことになっていますけれども、地域で何か新しい建物を建てているけれども、何か分からないということが随分ございます。そういうものは、きちんと、民泊ができるのだったら民泊ができるという情報を、地域の方、あるいは、いままでできている民泊がどこにあるのか、あるいは、どこにこうやって民泊ができている、できるのだという情報は、例えば、半年に１回、１年に１回など、事前に説明がなくても分かるようにすることが、必要なことではないかと思いますけれども、その点について、もう一度、お伺いします。

○議長（渋谷正文）　宮田議員に申し上げます。

一問一答ですので、シールの件については、北海道のほうでシールを貼るということでありますので、後段の質問についてお答えするということでよろしいですか。

（「はい」と発言する者あり）

御答弁願います。

本田寛康経済部長。

○経済部長（本田寛康）　宮田議員の再質問にお答えいたします。

地域に半年に１回など、民泊の情報について周知すべきではないかという御質問ですけれども、この点については、いろいろな情報周知のことについても、別に御質問いただいているものというふうに思っておりますが、まず、市民の方々にとって、実際に住宅宿泊事業法の民泊なのか、旅館業法の簡易宿所なのか、もしくは、いま外国人が住んでいるといっても、例えば、シェアハウス的に、二、三か月、富良野市内で働かれる方が共同でお住まいになるようなお家もありますし、また別荘として使われているようなところもあるかと思います。これを市民の方々が知るすべということでいけば、やはり、北海道の旅館業法並びに民泊の所在を公表しているリストの所在を、市民にその存在を分かっていただくということが必要かというふうに思っておりますので、市民に対して、民泊の関係について情報を周知していく際に、そうしたリストを北海道が周知しているということについても、併せて周知してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渋谷正文）　続いて、質問ございませんか。

１番宮田均議員。

○１番（宮田均）　３点目の周知方法について再質問させていただきます。

簡単なことなのですけれども、北海道の苦情をホームページで検索すると、札幌苦情コールセンターという民泊コールセンターが最初に出てきて、これは電話代が有料で振興局別にあるのですけれども、振興局ページを開いてやっと北海道民泊コールセンターのフリーダイヤルが見つかり、これは、僕は非常に分かりにくいと思うのです。市が、相談、苦情の相談も含めて、ほかのまちは、北海道に丸投げというところが多いのですけれども、富良野市は、部署で相談対応しているということは、非常にありがたく思うのですけれども、北海道に直接言うときに、このコールセンター含めて、分かりやすく市民に周知すべきだと思いますが、この点についてお伺いします。

○議長（渋谷正文）　御答弁願います。

本田寛康経済部長。

○経済部長（本田寛康）　宮田議員の再質問にお答えします。

北海道のコールセンターの周知方法、北海道のホームページが分かりづらい、探しづらいというようなことで、それをどのように市民のほうに周知するかというよう御質問かと思いますけれども、市長答弁の中でも、民泊について広報紙やホームページを通じてお知らせしていくというふうに考えておりまして、その際にも、やはり、私どもも、民泊に対する苦情が出てきたときには、まず、コールセンターの番号などをお知らせして、そちらのほうに通報いただくというような形での誘導をしておりますので、広報紙の中でも、そういったようなことについて、情報を市民に周知してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渋谷正文）　続いて、質問ございませんか。

１番宮田均議員。

○１番（宮田均）　続いて、条例制定の可能性ということでお聞きしたいと思います。

京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例で、目的の一部ですが、紹介したいと思います。「本市における住宅宿泊事業の適正な運営の確保を図るために必要な事項を定めることにより、宿泊者及び市民の双方にとって安全かつ安心で良好な環境を確保するとともに、宿泊者に対し質の高いおもてなしを提供することができる環境を形成し、もって国際文化観光都市としての本市の持続的な発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。」とあります。行政、市民、事業者の責務を、市として、将来の姿として、市民とともに醸成していきながら、諸問題をも解決していく、先のある明るい方向性の条例として、市民とともに共有していくということが、僕は必要ではないかと思いますが、この点について、もう一度、質問させていただきます。

○議長（渋谷正文）　御答弁願います。

本田寛康経済部長。

○経済部長（本田寛康）　宮田議員の再質問にお答えさせていただきます。

ただいま、宮田議員のほうからも京都市の条例の特徴について述べられていたかと思います。京都市の条例は、議員もおっしゃられたとおり、事業者の責務、宿泊者の責務、市民の責務、三方よしを実現していくために、必要なものが盛り込まれているものというふうに認識しているところでございます。

実際に、市長の答弁の中でも答弁させていただいているところではありますが、京都市は政令指定都市でございます。住宅宿泊事業法の中では、基本的には、届出を直接受け、その民泊に対しての監督を行っていく権限も付与されています。加えて、政令指定都市でございますから、保健所も設置しておりますので、旅館業法の関係についても掌握しているというようなところでございます。そういった京都市が、法的な権限を用いて、コントロールしていくということができているわけではありますけれども、私どものまちは、そういったような権限は残念ながらございませんので、どうしても、同様の条例を制定したとしても、それはお願い条例になってしまいまして、なかなか私どものまちでは、実効性が確保できないというようなことが課題として出てくることは、間違いないだろうというふうに認識しております。そういった意味で、本当に条例によって、しっかりとコントロールができれば、それは望ましいことであるということについては、承知しているところではありますが、現実、いまの法体系上では、私ども富良野市としてできることというのは、そこまでというようなことで認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（渋谷正文）　続いて、質問ございませんか。

１番宮田均議員。

○１番（宮田均）　いまの回答は非常に分かりまして、上位法があります。それで、お願い条例になってしまうということなのですけれども、条例ができないとしても、やはり、民泊事業というのがこれからも増えていくのではないかと私は思っています。その中で、市民は苦情ばかり言うのではなくて、やはり、訪れる方に、ああ、よく来たねと、国際都市としてのこれからの心構えとか、そういうものを市民とともに醸成していく機会、それからその取組というのが、僕は大事だと思うのですけれども、条例は駄目にして、そういう条例に代わるようなものの考えというのは、これから考えていないのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（渋谷正文）　ここで、暫時休憩いたします。

午後１時58分　休憩

午後２時01分　開議

○議長（渋谷正文）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

宮田議員、質問の内容を整理して、改めて御質問願います。

１番宮田均議員。

○１番（宮田均）　いまの答えとして、条例の制定に代わるものはないかと言ったのですけれども、それに代わるものというのが、少し広くなって、観光全般みたいな形になったというので、条例制定のことで聞いておりますので、この状況では無理ということで、今回は納得して、次の再質問をさせていただきます。

市の緑化推進についてです。

１点目、第12条の緑化推進の具体策を聞いたのですけれども、R38号線の小さな森や花壇など、そういうことを聞いたのですけれども、緑化の推進が具体的に見えないといいますか、この森づくりは、木をつくるというか、緑化推進になっているのかという形で、これは小さい具体的例だったと思うのですけれども、これを毎年やられて、どれぐらいの規模でやっているかお聞きしたいと思います。

○議長（渋谷正文）　御答弁願います。

西出正人建設水道部長。

○建設水道部長（西出正人）　宮田議員の再質問にお答えいたします。

宮田議員の再質問で、市長答弁でありましたR38富良野「小さな森」計画の植樹、それと、国道38号の花いっぱい運動などの花植えについての規模をお聞きかと思います。

R38富良野「小さな森」計画ということで、こちらは、旭川開発建設部富良野道路事務所主催によりまして、高規格道路の敷地ですとか、そういったところで植樹を行っているところでございます。これは、毎年行っておりまして、市民の方も参加し、当然、富良野市も参加しながら植えているところでございます。

国道38号花いっぱい運動につきましては、こちらも旭川開発建設部富良野道路事務所が主導になりまして、それと、富良野商工会議所女性部などが花いっぱい運動を進めているといったところで、国道38号線は、毎年、春に、町内会ですとか、老人クラブですとか、そういうところが一体となって、花を植えて環境美化、緑化ということを行ってきているということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（渋谷正文）　続いて、質問ございませんか。

１番宮田均議員。

○１番（宮田均）　いまの答えなのですけれども、R38富良野「小さな森」計画とか高規格道路に関わるものは、国の事業ではないのですか。

○議長（渋谷正文）　御答弁願います。

西出正人建設水道部長。

○建設水道部長（西出正人）　宮田議員の再質問にお答えします。

宮田議員からありました第12条の部分につきましては、まず、「市が設置し又は管理する公共施設について積極的に緑化の推進等を図らなければならない。」と、第２項としまして、「国又は他の地方公共団体に対して、その者が設置し又は管理する公共施設について、緑化の推進等を図るよう要請するものとする。」ということで、その要請ということで、最初に市長答弁でお答えした事業の２点ということで、具体的なものを挙げさせていただいた２点でございます。そのことに対しての規模ということでの再質問でしたので、それについてお答えさせていただきました。

以上でございます。

○議長（渋谷正文）　続いて、質問ございませんか。

１番宮田均議員。

○１番（宮田均）　市が、市民とともに汗水垂らして、あるいは、やはり、ほかの事業に乗るのではなくて、自ら計画して推進していくのだということが僕は大事だと思うのです。それが、やはり、緑を大切にする、あるいは、ほかから来る形の憩いの場、あるいは日陰など、そういう緑を大切にしているのだという文化度が、富良野市では高まると思っているわけなのですけれども、そういう中で、いまの中では、国に対する、こうしてくれとか、ああしてくれという推進のことも分かります。ただ、自分たちで計画してやるのだという形が、少し見えにくかったのですけれど、もう一度、回答をお願いできますか。

○議長（渋谷正文）　御答弁願います。

西出正人建設水道部長。

○建設水道部長（西出正人）　宮田議員の再質問にお答えいたします。

宮田議員が再質問されている富良野市緑化推進条例につきましては、この中で緑の基本計画ですとか緑化審議会のこともうたっておりますけれども、都市計画区域内での緑化に対する条例だということが前提になっております。その上で、関係団体にも、先ほどお答えしましたけれども、要請しながらやってきております。

市の緑化推進ということで、市が行っている部分につきましては、市が持っている公共施設での緑化ですとか、公園、道路、そういったところの植樹ですとか植栽、振興、また、その維持管理ということでやっております。あわせて、同じように維持管理になりますけれども、駅前広場で夏場に花を植えてフラワーポットを置いたりといったこともやってございます。そういった富良野市で行っている植樹ですとか花植えに市民の方、または建設業関係の方に御協力いただきながら進めているといった状況でございます。

また、市民団体の方も公園に植樹といったことも取り組んでいただいていることもございます。そういったところに、市も一緒に参加しながら、緑化についての啓発などを行いながら、進めているといった状況でございます。

以上でございます。

○議長（渋谷正文）　続いて、質問ございませんか。

１番宮田均議員。

○１番（宮田均）　１を飛ばしまして、２に移りたいと思います。

緑の月間の進捗状況について、４月15日から５月14日に、周知して、何を具体的に執り行っているのか、もう少し具体的にお話しいただきたいと思います。

○議長（渋谷正文）　御答弁願います。

西出正人建設水道部長。

○建設水道部長（西出正人）　宮田議員の再質問にお答えいたします。

第16条については、緑の月間を定めることができるというような条項でありまして、富良野市がどうしても決めなければならないということではなく、必要なときにそういった月間を決めるということになっている条例でございます。

その上で、先ほどの市長答弁でありましたように、４月から５月にみどりの月間と、10月の都市緑化月間がありますので、同じように富良野市で独自に月間を定めるということは行っていないということが、まず前提にあります。

みどりの月間は、４月15日から５月14日の期間ですけれども、この間、最も分かるのは緑の募金というのを毎年行ってきているかと思います。みどりの月間以前はみどりの週間ということで行っていたものを廃止して、みどりの日を制定することに伴って、みどりの月間というふうに定まったものでございます。その中で、緑の募金については、年間を通して行われますけれども、呼びかけについては、春期と秋期ということで、春については４月15日から５月31日まで呼びかけ、みどりの月間内に行っております。そのほか、啓発活動などを国と一体になって行いながら、みどりの月間ということで定めて、活動しているということでございます。

以上でございます。

○議長（渋谷正文）　続いて、質問ございませんか。

１番宮田均議員。

○１番（宮田均）　緑の月間を周知しているというのは分かります。だけど、僕らは、そういう緑の月間だということより、市が緑化について、具体的に、どのように、しっかりと、いま、これから取り組んでいるのだという姿というのが、僕は、非常に見えにくいというか、見えないと思うのです。そういうことについて、これからそういうことが必要だと思うのです。みどりの月間にきちんとこうやるのだということが必要だと思うのです。その点について、もう一度、お聞きしたいと思います。

○議長（渋谷正文）　御答弁願います。

西出正人建設水道部長。

○建設水道部長（西出正人）　宮田議員の再質問にお答えいたします。

いま、緑の月間を中心にお話しされたかと思うのですけれども、市の緑化の推進に対する広報といいますか、そういった御質問かと思います。

なかなか、市の緑化の部分が見えないということでございますので、先ほど言いましたみどりの月間ですとか、都市緑化月間をはじめ、市のほうで行う緑化など、市民に対する見えるような広報活動というのも行っていかなければならないと思います。

また、市の考え方としては、先ほどもありましたけれども、市民が憩いと安らぎを得ることができるようにということで、緑化を進めていきたいと思っていますので、そういったことを市民の皆さんにも、ＰＲしながら進めていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（渋谷正文）　続いて、質問ございませんか。

１番宮田均議員。

○１番（宮田均）　次のことにも関係するのですけれども、推進委員の設置というのを、いまはされていないと。次の項目になりますけれども、推進委員の設置をいまは考えていないということなのですけれども、２の緑の月間の進捗状況とか、それから、緑化の推進等に関する知識の普及、地域緑化の推進及び指導、公園緑化等の維持管理に対する協力、先ほどもお聞きしましたけれども、この推進委員というのは、僕は大事なことだと思います。緑の基本計画、平成30年以降はなっていませんけれども、こういうのに盛り込んでいってもっと活発にするということが僕は望ましいと思います。この点についてお伺いいたします。

○議長（渋谷正文）　御答弁願います。

西出正人建設水道部長。

○建設水道部長（西出正人）　宮田議員の再質問にお答えいたします。

緑の推進委員についてということですけれども、こちらにつきましても、条例では置くことができるということで、必要に応じて設置するというような格好になっております。いま現在は、市長答弁にあったとおり、緑の推進委員は置いておりません。緑化の推進に対する知識の普及ですとか、緑化の推進及び指導といったところで、市民の方に対して必要なものかというふうには思っております。

いま現在は、北海道との連携になりますけれども、フラワーマスターという方が市内に19人いらっしゃいます。こちらにつきましては、市が推薦しまして、講習などを受けていただくのですけれども、北海道が認定して市に登録するということで、フラワーマスターという方がいらっしゃいます。こちらにつきましては、花の育成管理、まち並み景観に配慮した植花に関する知識、技術を持って花のまちづくりのボランティアリーダーとして積極的に指導、助言できる方ということで、商店街の花植えですとか、先ほど言いました国道への花植えにも、フラワーマスターの方が関わっていらっしゃいますので、そういったことで進めていただいているということになってくると思います。

今後の推進につきましては、先ほどの緑化審議会など、緑化をこれからどのように進めるかということを、緑化審議会などでも話し合う場があるかと思いますので、そういったところでも検討しながら、考えていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（渋谷正文）　続いて、質問ございませんか。

１番宮田均議員。

○１番（宮田均）　続いて、審議会の在り方について再質問いたします。

緑化審議会なのですけれども、これは、市の緑化推進の市民の声を聞くという形では、どういうことで、どういう方法で聞いているのか。僕は、市長が招集する緑化審議会しか、いまのところ、見たら、ないのではないかと思うのです。その他の部分で審議会のほかに声を聞く方法はあるのか、それと、今度、緑の基本計画の審議会、次の審議会はいつ頃やる予定なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（渋谷正文）　御答弁願います。

西出正人建設水道部長。

○建設水道部長（西出正人）　宮田議員の再質問にお答えいたします。

緑化審議会の関係かと思いますが、こちらにつきましては、市長が任命して、会議につきましては、会長が招集するというようなことになっております。

こちらについては、基本的には、先ほど言いましたように、都市計画区域内での緑化が目的といったところもありますので、都市計画決定されております街路ですとか、公園が新しくなったりするときの植樹の樹種選定ですとか、その場合の緑化について審議いただくというよ

うなことが、基本的なことになっております。そのほか、先ほど言いました緑の基本計画の設定ですとか、また、緑地をつくったりというようなところが出てくれば、そういったことの御意見をいただくといったところで、緑化審議会を開いていくことになります。

緑の基本計画ですけれども、先ほどの市長答弁にもありましたけれども、マスタープランの改定、それから、立地適正化計画が策定されたということで、それに合わせた緑の基本計画をつくっていかなければいけないということで考えております。

ただ、その前に、公園の長寿命化計画などでも緑化の部分が出てきますので、それとも歩調を合わせながら、次年度以降、まず、公園長寿命化計画を行って、それとの関連に鑑みながら、緑の基本計画策定の緑化審議会を開く予定でおります。

以上でございます。

○議長（渋谷正文）　以上で、宮田均議員の質問は終了いたしました。

ここで、５分間休憩いたします。

午後２時19分　休憩
午後２時24分　開議

○議長（渋谷正文）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

日程第２
議案第17号　富良野スポーツセンター耐震改修工事（機械設備）請負契約の締結について（追認）

○議長（渋谷正文）　日程第２、議案第17号、富良野スポーツセンター耐震改修工事（機械設備）請負契約の締結について（追認）を議題といたします。

本件について提案者の説明を求めます。

稲葉武則副市長。

○副市長（稲葉武則）　−登壇−

議案第17号、富良野スポーツセンター耐震改修工事（機械設備）請負契約の締結について（追認）を御説明申し上げます。

本件は、５月17日に指名競争入札を執行し、５月23日に１億4,190万円で有限会社玉手鋼建と工事請負契約を締結いたしました富良野スポーツセンター耐震改修工事（機械設備）の請負契約について、地方自治法第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を追認により求めるものでございます。

この工事の予定価格は１億6163万3,000円であったことから、契約に当たっては、議会の議決に付さなければならない工事請負契約であり、契約前に市議会へ提案すべきものでしたが、議会の議決に付すべき基準について、予定価格を契約価格と誤認し、議会の議決を得ずに契約を締結したもので、11月22日にその事実が判明したことから、追認の議案として提出し、御審議をお願いするものでございます。

このことは、市の信頼を損なうとともに、議員各位、市民及び関係者の皆様に疑念と不安を与えてしまいましたことに心からおわびを申し上げますとともに、深く反省し、このようなことを今後起こさないよう、法令遵守を徹底し、再発防止に取り組んでまいります。

また、行政執行の責任者として、改めて責任を負ってまいりたいと考えているところでございます。

なお、参考資料といたしまして、工事概要と図面を御配付しておりますので、御参照いただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（渋谷正文）　これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文）　ないようですので、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件について御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

散　会　宣　告

○議長（渋谷正文）　以上で、本日の日程は終了いたしました。

明11日の議事日程は、お手元に御配付のとおり、大栗民江議員、大西三奈子議員の一般質問を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後２時27分　散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 6 年12月 10 日

議　　長　　渋　谷　正　文

署名議員　　家　入　　茂

署名議員　　石　上　孝　雄